

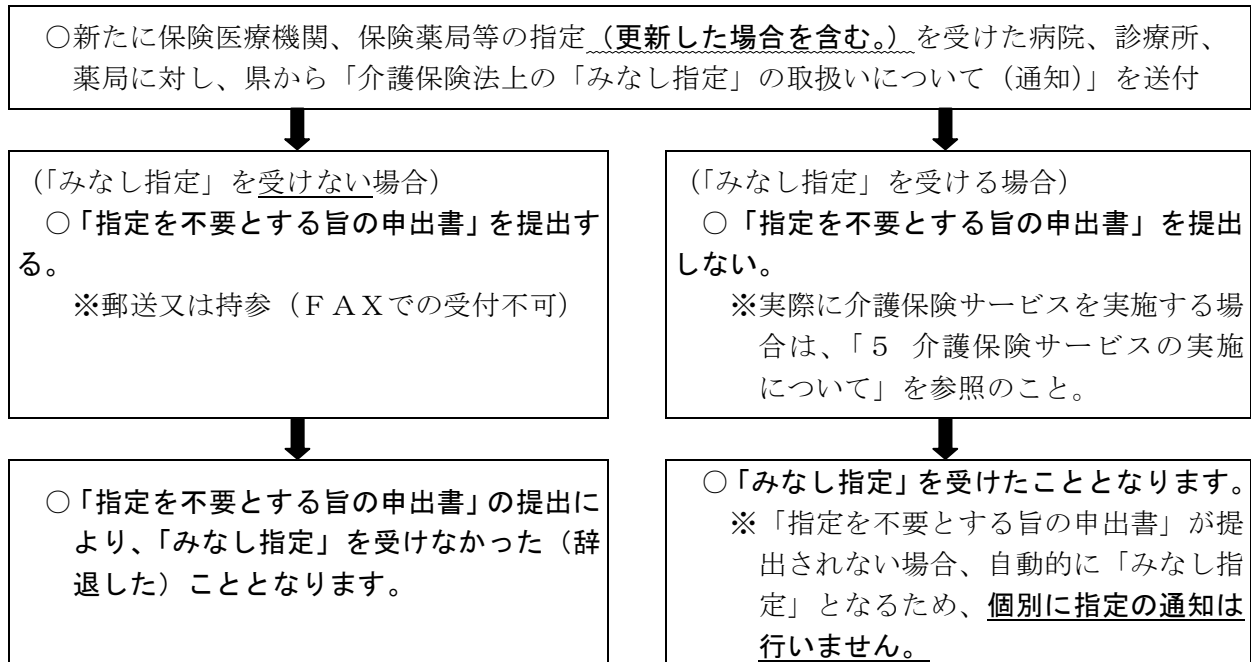
保険医療機関・保険薬局における「みなし指定」の取扱い

1 「みなし指定」について

介護保険制度における事業者は、条例で定める指定基準（人員・設備・運営に関する基準）を満たした上で指定申請を行い、サービスの種類ごと、事業所ごとに介護保険サービス事業者の指定を市長から受けることとなっています。

ただし、健康保険法上の指定を受けた病院・診療所・薬局については、特例として居宅療養管理指導等のサービスを行う事業者として指定申請を行うことなく指定があったものとみなされます（「みなし指定」という）。

2 「みなし指定」に係る手続き等



3 「みなし指定」の対象となる要件とサービスの種類

【病院・診療所】

対象となる要件	健康保険法により「保険医療機関」の指定（ <u>更新した場合を含む。</u> ）を受けた病院・診療所
サービスの種類	（介護予防）訪問看護 （介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）短期入所療養介護（療養病床を有する病院又は診療所により行われるものに限る。） （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）通所リハビリテーション

ただし、歯科の場合は、（介護予防）居宅療養管理指導のみが想定されます。

【薬 局】

対象となる要件	健康保険法により「保険薬局」の指定（ <u>更新した場合を含む。</u> ）を受けた薬局
サービスの種類	（介護予防）居宅療養管理指導

4 「みなし指定」の時期

保険医療機関等の指定（更新した場合を含む。）を受けた日をもって、介護サービス事業者として指定を受けたものとみなされます。

ただし、（介護予防）通所リハビリテーションについては、平成21年4月以前に介護保険法に基づく指定を受けていた事業所は、その指定の有効期間満了日の翌日からみなし指定に移行することとなります。

なお、「みなし指定」は、関東信越厚生局で管理する保険医療機関、保険薬局の情報を基に行われます。

5 介護保険サービスの実施について

みなし指定を受けて介護保険サービスを実施する場合は、事業所として運営規程等を定めるとともに、利用者との間で重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で居宅サービス計画等に沿ったサービス提供をする必要があります。

また、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護の事業所については、所定の要件を満たしている場合、事前に別添の「介護給付費算定に係る体制等届出書（体制届）」を提出することにより、対応する加算を算定することができます。

なお、介護保険サービスの実施に当たってご不明な点等ある場合は、提出先の担当までお問い合わせください。

6 介護保険事業所番号について

「みなし指定」を受けた医療機関、薬局の介護保険事業所番号は、7桁の保険医療機関コードの先頭に次の3桁の番号を付した10桁の番号となります。

・ 医科の場合： **1 5 1** ・ 歯科の場合： **1 5 3** ・ 薬局の場合： **1 5 4**

（医科の場合：例）「**1 5 1**」 + 「保険医療機関コード（7ケタ）」 = 1 5 1 0 1 1 2 2 3 3

（歯科の場合：例）「**1 5 3**」 + 「保険医療機関コード（7ケタ）」 = 1 5 3 0 4 4 5 5 6 6

（薬局の場合：例）「**1 5 4**」 + 「保険医療機関コード（7ケタ）」 = 1 5 4 0 7 7 8 8 9 9

※「みなし指定」移行前に、介護保険法に基づく指定を受けていた事業所で、介護保険事業所番号が「157」で始まる事業所については、上記取扱いとは異なり「157」で始まる従前の番号を使用していただくこととなりますのでご注意願います。